「空家総合戦略・大阪」の概要

「住まうビジョン・大阪」における空家対策

- ○空家対策については、重点的に取り組む施策として位置づけ、空家を地域の魅力を高める 潜在的な資産として捉え、「まち育て」の視点を持って積極的に活用し、「居住魅力の向上」と 「安全・安心の確保」の好循環をめざす取組を進める。
- ○空家に関連する「みんなでめざそう値」の達成に向けて取り組み、ビジョンの基本目標である 『住まうなら大阪! 多様な人々が住まい、訪れる居住魅力あふれる都市の創造』をめざす。

「住まうビジョン・大阪」における「みんなでめざそう値」(空家対策関連)

①市町村における空家等対策の促進

効

果

具体的な戦略

- ①賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数 21万戸(H25) → H37年に約35万戸と推計される数を
- 約25万戸程度に抑える(H37) ②腐朽・破損のある空家の割合 26.8%(H25) → おおむね1割以下(H37)
- ③持ち家として取得された中古住宅の割合 $38.6\%(H25) \rightarrow 50\%(H32)$
- ④リフォーム、リノベーションの年間実施戸数 約12万戸(H25) → 約20万戸(H37)
- ⑤空家を適正に管理している所有者の割合 $65.9\%(H25) \rightarrow 100\%(H37)$

「空家総合戦略・大阪」の策定《空家等対策に積極的に取り組む市町村の自立を促進》

- ○「住まうビジョン・大阪」を実現するための個別戦略として、「空家総合戦略・大阪」を策定する。
- ○今後3年間で大阪府内の空家等対策を戦略的かつ集中的に進める。

- ◇ 空家等対策にかかる国の補助の獲得
- ◇ 民間のアイデアやノウハウ等によるまちづくりの推進
- ◇ 公民の連携による市場の環境整備・活性化

I 「空家等対策計画」の策定促進 《除却・利活用に対する国の補助の獲得》

< 計画等策定済み市町村数 1市(H27) → 全市町村(H30) × >

・策定促進に向け、市町村に対し、空家等対策に関する情報提供や研修会・意見交換会を実施

・判断基準づくりや措置の実施促進に向け、運用マニュアルの充実、効果的な取組等の情報共有の実施

< 特定空家等判定基準策定済み市町村数 6 市町(H27) → 全市町村(H30) * >

・専門家派遣等によるノウハウ等の提供・情報発信、人材の発掘・育成、地域でのセミナー開催

< 「リノベーションまちづくり」に着手した地区 3地区(H27) → 10地区以上(H30) * >

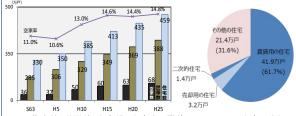
* 民間の力によって空家や空き店舗を活用し、それを核としてまち全体の魅力やポテンシャルを向上させる取組

現状と課題

大阪府域における空家の現状(平成25年時点)

- ・空家数は約68万戸、空家率は14.8% (全国:13.5%)
- ・空家のうち、「その他の住宅」は21.4万戸(約3割)、

「賃貸用住宅」は41.9万戸(約6割)



- 図1 住宅数・世帯数・空家数、空家率の推移
- 図2 空家の分類

H27.5.26施行

※住宅·土地統計調査 (総務省)

□課題

○市町村における空家等対策の停滞

- ・空家等対策計画の策定が進んでいない (H30以降、除却・利活用に対する国の補助を 受けるには計画の策定が条件)
- 特定空家等について、判断基準の作成など、 措置の実施に向けた取組が進んでいない

○現行空家法等の課題

- ・居住者がいる長屋の空き住戸は、法の対象外
- ・空家を除却すると、固定資産税等の住宅用地 特例がなくなることから除却が進まない
- ・税情報等だけでは所有者の所在を確知できない

○利活用のノウハウ等の不足

- ・空家等を利活用したまちづくりの知見が不足
- ・地域に核となる人材が不足している

○活性化していない中古住宅流通市場

- ・空家バンク等、利活用につながる仕組みの不足
- ・良質な中古住宅が適正に評価されていない
- ・消費者のニーズに合う中古住宅が少ない
- ・空家所有者等の適正管理・利活用意識が低い

②中古住宅流涌、リフォーム・リノベーション市場の環境整備・活性化

- V 民主導の「大阪版・空家バンク」による空家の利活用と市場流通促進
 - ・民間事業者等による登録物件への企画提案、市町村空家バンク情報の一元的発信など

VI 空家の適正評価等による中古住宅流通の促進

Ⅱ 特定空家等に対する措置の適切な実施の促進

IV 「リノベーションまちづくり* Iの更なる展開

Ⅲ 空家法等にかかる制度改善等に向けた取組の推進

・市町村と連携して、空家法・税制改正等に向けた国家要望を実施

- ・インスペクション(既存住宅現況調査)の普及啓発に向けた、「空家相談窓口パンフレット」の 改訂やセミナー等による周知など
 - < インスペクション等の空家等関連サービス事業者を紹介する仕組みの構築(H29) × >

VII 魅力的なリノベーション、DIY等の普及促進

・空家の魅力的な利活用に向けたリフォーム・リノベーションコンクールや体験型DIY教室の開催など

VⅢ 空家等所有者への適正管理·除却·利活用の意識啓発

・法律関係団体等と連携した相続に備えたセミナーの開催、住み替え支援の仕組み構築など < 啓発セミナー実施済み市町村数 6市(H27) → 全市町村(H30) * >

※は、「みんなでめざそう値」として設定

□「空家等対策の推進に関する特別措置法 |の概要

○空家等対策計画の策定

- ○特定空家等に対する措置(指導→勧告→命令→代執行等)
- ○税制上の措置
- ・勧告後 → 固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外 (200㎡以下の場合、課税標準を1/6に減額)
- ○空家等の所在や所有者の調査(固定資産税情報の内部利用等)
- ○適切な管理の促進、有効活用